

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）と日本\*

### International Parental Child Abduction and Japan

嘉本 伊都子（京都女子大学）

Itsuko KAMOTO (Kyoto Women's University)

キーワード 国際結婚 離婚 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）

#### 本報告の目的

2012 年夏、米国国務省が主催するインターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム (IVLP) に参加する機会を得た。この夏の IVLP は Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction (以下ハーグ条約) に関するものでプログラム実施期間 (2012 年 8 月 20 日～9 月 7 日) には、米国における中央当局である国務省、連邦裁判所、FBI、ロサンゼルス郡家庭裁判所、アメリカ弁護士協会、NPO など多くの機関を訪問し、情報を収集した。このプログラムで得た知見を本学会で報告することによって、ハーグ条約締結によって起こりうる問題点を明確にし、また、フロアからも情報を得ることで関連諸機関のネットワークの構築の一助となることを目的とする。

#### 1. 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)と日本

##### 1.1. 2012 年 3 月 9 日「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」

民主党政権下、2011 年 5 月菅直人内閣総理大臣の閣議決定で締結に向けて動きだし、法制審議会等を経て 2012 年 3 月 9 日「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」(以下法案)として準備が整っていた。しかし、野田佳彦内閣における第 180 回通常国会は消費税問題により膠着し、2012 年 10 月現在法案は通過していない。2012 年 5 月現在、88 カ国が子の奪取のハーグ条約締約国となっているが、アジアの中で締結しているのは、香港・マカオ、スリランカ (members)、シンガポール、タイ (Non-member)のみである。日本が条約を締結することはアジア諸国にも大きな影響があると考えられる。

##### 1.2. 中央当局と家庭裁判所(東京・大阪)

日本政府におけるハーグ条約の対応は中央当局が設置される外務省は積極的で、実質判断する法務省はあまり積極的ではないという印象を受ける。

アメリカでも、ハーグ条約の案件を担当する判事になるのは一生に一度あるかないかと言われている。ハーグ条約に加盟すると、判事(裁判官)は、関係各国の判事同士の情報交換が重要になる。アメリカでは弁護士を経験してから、判事に選ばれるようであるが、日本では裁判官、検察、弁護士と最初から別れたレールの上での経験しかないという。同志社大学のコリン・ジョーンズ教授は特に家庭裁判所の問題を指摘している。転勤の多い裁判官の勤務形態にあつて、誰がハーグ条約案件を担当し、経験をどのように引き継ぐのであろうか。法案では、東京家庭裁判所(以下東京家裁)と大阪家庭裁判所(以下大阪家裁)が原則担当することになっている。

法制審議会ハーグ条約部会委員名簿によると、委員のなかに東京家庭裁判所から女性判事が参加してい

るものの、大阪家裁から委員は参加していない。平成 23(2011)年 9 月 30 日から同年 10 月 31 日までに行われたハーグ条約実施のための手続き等法整備に関する中間とりまとめに関する意見募集の結果（法務省民事局）によると、裁判所も回答をしている。「常居所地国の裁判官と直接やりとりすることは、裁判に関する事項とそうでない事項の区別が困難であり、日本の司法権の概念に馴染まない。（p. 63）」「裁判官同士の本人確認を始めとして、連携を取るためのやりとりをどのように行うのか、法制度が違うのに細かいやりとりが可能なのか、連携を取るといいながら、議論せざるを得ない場合はどうするのかといった問題がある。（p. 64）」。案件に関する連携だけに限定して考えられているようだが、当該案件に直接かかわることよりも、法制度の違いを理解し、どのように進めたら互いに迅速に解決に導けるかを情報収集し、相手国の機関のシステムに信頼を得られるかどうかポイントであると思われる。東京・大阪家裁のホーム・ページを見る限り、ハーグ条約締結後の運用への取組があったとしても外部公開はしていないようだ。この点に情報を持つ学会員に是非教えていただきたい。

### 1. 3. 調査官 Investigator ?

ハーグ法案の「第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる」とある。家裁の調査官で警察のような調査ができるのであろうか。あるいは検事はその任務を負うのであろうか。ロサンゼルス郡では、地区検事（district attorney）が捜査局の調査官（investigator）であった。

女性のDV問題を扱うNPOや複数のソーシャル・サービスの団体では、警察官の移民女性に対する捜査のあり方を繰り返し教育する必要性を唱えられた。アメリカでは夫のDVを犯罪として警察が捜査し、逮捕されても夫は短期間で出所する可能性が高い。刑務所、拘置所は常に定員オーバー状態が続いているためである。常に民事を優先させ（つまりハーグ条約は民事の側面に関する条約）、犯罪、すなわち刑法として扱うことをなるべく避けることが肝要である。ハーグ条約で子が返還された後、親権を争う裁判が連れ去れた親の国、もしくは常居所地国が始まると、警察やNPOに相談した記録があるかどうか重要になってくる。このような記録は当事者が提示しなければならない。その証拠が不十分な場合は海外の各機関との連携が必要となる。

## 2. 予防策の必要性

複数のレベルで予防もしくは、啓蒙する措置をとることが大切であると痛感した。特に移民政策学会は、多くのNPO、弁護士、研究者が一堂に会する。さらに、家庭裁判所の裁判官や調査官を加えて、意見交換や連携体制を整える必要があると思われる。しかし、非公開が原則であるので、どこまでどのようなプロセスで返還もしくは返還拒否に至るのか、不明な点が多い。個人情報保護法と各機関からの情報の提供という矛盾した問題も孕む。

不透明な手続きについては、実際に案件が起こらない限り明らかにされる様子が残念ながらも。実現可能な防止策としては、国によって結婚移民女性が、DVを受ける、あるいは家族・親族間のトラブルに巻き込まれた場合、どのような機関にアクセス可能なのか、なぜ必要なかを知らせること。ハーグ条約の案件にまで発展した場合、第 55 条では、子の返還申立事件の手続の費用は各自の負担となることを周知徹底させること。特に、日本では「あたりまえ」でも、国が異なれば犯罪になりうるのだという認識をアニメや漫画等でわかりやすく伝える方法が有効であろう。移民局もしくは出入国管理局など、ビザの更新

に出向く必要のある機関で入手可能なリーフレットが効果的であると思われる。

\*本報告は平成24年度科学研究補助金基礎研究(A)「アジアにおける結婚・離婚移住ネットワークの多方向性と還流性に関する実証研究」(研究課題番号:23251006、研究代表石井香世子東洋英和女子大学准教授)に基づいている。

#### 参考文献

Jones, Colin P. A., 2012 “*Divorce and Child Custody Issues in the Japanese Legal System*” AMERICAN VIEW (WINTER 2012) <http://amview.japan.usembassy.gov/e/amview-e20120201-02.html>

ジョーンズ、コリン P.A. 2011『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』平凡社新書

Lindhorst, Taryn and Edleson, Jeffrey 2012 *Battered Women, Their Children and International Law; The Unintended Consequences of the Hague Child Abduction Convention*, Northeastern University Press, Boston

法制審議会部会第8回の部会資料9「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめに関する意見募集の結果について」(法務省HP)

渡辺惺之監修、大谷美紀子・榊原富士子・中村多美子著 2012『涉外離婚の実務』日本加除出版

財団法人日弁連法務研究財団離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編 2007 『子どもの福祉と共同親権 別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較法研究』日本加除出版